

# 松江市宍道総合公園 利用料金表

※R8年4月1日～

施設名		野球場		多目的広場				少年広場	
利用区分	時間区分	1時間		1時間（全面）		1時間（半面）		1時間	
		平日	土日・休日	平日	土日・休日	平日	土日・休日	平日	土日・休日
一般	高校生	2,320	2,780	1,500	1,800	750	900	500	600
中学生以下	高齢者 障がい者	1,160	1,390	750	900	370	440	250	300
アマチュア スポーツ以外の 催しもの		6,960	8,350	4,500	5,400	2,250	2,700	1,500	1,800
照明設備料	全体照明	6,280							
	部分照明	4,180							

施設名		テニスコート	
利用区分	時間区分	1面／1時間	
		平日	土日・休日
一般		510	610
高校生以下	高齢者 障がい者	260	310
アマチュア スポーツ以外の 催しもの		/	
照明設備料		410	

○ 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含む。

○ 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。

○ 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。但し、8時30分開園日のみ、1時間の半額料金が発生する。（8:30～9:00）

○ キャンセル料は6日前から発生。

○ 雨天時のための遠足等の予約はキャンセル料が発生。

○ 入館者数によって利用区分の料金を徴収する。  
また、平素より活動を行っている団体に関しては、「主たる活動者」の利用区分で料金を徴収する。  
※ただし、対象者が1名もおらず一般のみの利用の場合は、『一般料金』を徴収する。

